

3.技術的資料見直し及び巻末構成（案）

技術的資料の見直し（案）

技術的資料については、主に、委員の意見による新たな項目の追加や内容の再確認に加え、施設共通の項目を本編から移設するなどの見直しを行った。

No.	頁	項目	新規	修正	継続	削除	意見委員
1	307	床の滑り		●			◎
2	309	段差解消機(車いす使用者用昇降機)			●		
3	310	便房内部の操作部の配置等	●				
4	311	手すりの点字表示	●				
5	312	色の対比・輝度		●			
6	313	カラーバリアフリー	●				
7	316	都市サイン 表示のルール	●				◎
8	319	ピクトグラム の例		●			
9	326	外国人への情報提供の手引き(一部抜粋)		●			◎

巻末構成（案）

No.	頁	項目	新規	修正	継続	削除	意見委員
1	328	参考文献		●			
2	329	福岡市バリアフリー整備研究会	●				
3	330	あとがき		●			◎



3-1.技術的資料 (案)

床の滑り

床材の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

1. 評価指標

床の滑りの指標として、JIS A 1454(高分子系張り床材試験方法)に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数(C.S.R)及び、JIS A 1509-12(陶磁器質タイル試験方法—第12部:耐滑り性試験方法)に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値(C.S.R・B)を用いる。

2. 評価方法

(1) 履物着用の場合の滑り

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値(案)※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路(傾斜角:θ)	$C.S.R - \sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

(※) (社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)

(2) 素足の場合の滑り(大量の水や石鹸水などがかかる床を想定)

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値の推奨値(案)※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床	浴室(大浴場)、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6以上

(※) (社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)

- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- ・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることについても留意することが望ましい。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ(水勾配の確保や床下地の不陸調整)にも留意することが望ましい。

3. 滑りの差

(1) 突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいので、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- ・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることについても留意することが望ましい。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ(水勾配の確保や床下地の不陸調整)にも留意することが望ましい。

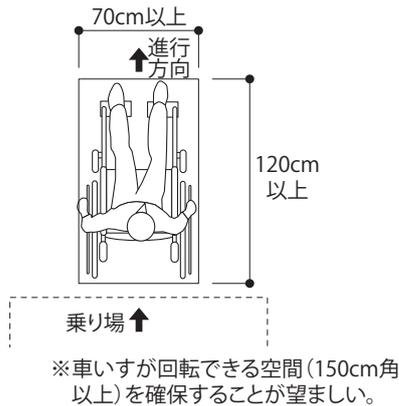
段差解消機（車いす使用者用昇降機）

既存施設の改修，地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合で，段差解消機を設置する場合は，下記の考え方及び設計標準により，利用者が安全に乗降できるよう配慮します。

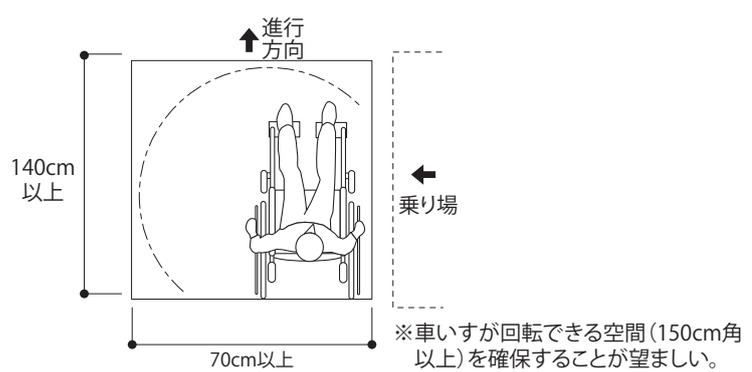
段差解消機の考え方

かごの大きさ	かごの幅は70cm以上，奥行120cm以上とします。
	かご内で車いす使用者が90度回転して乗降する必要がある場合のかごの大きさは，開口140cm以上，奥行140cm以上とします。

(直線形式の場合)

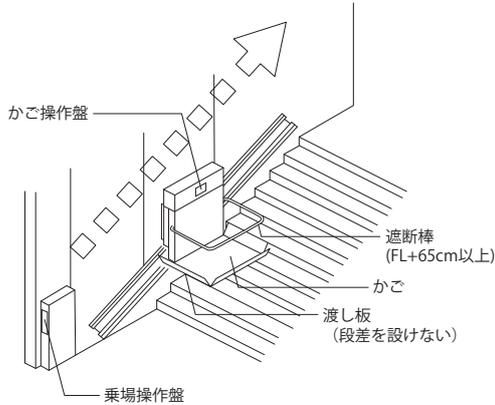


(90度の展開形式の場合)



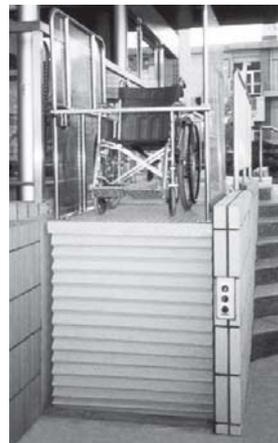
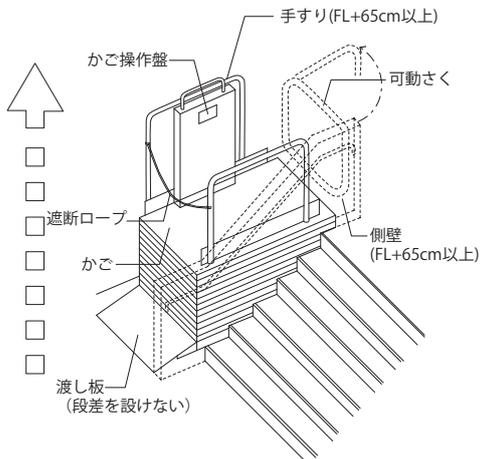
斜行型段差解消機の例

※障害物検知装置を設置した場合
壁又は囲いは設けなくてよい



既存の階段に設置した斜行型段差解消機

垂直型段差解消機の例



段差解消機の構造については平成12年建設省告示第1413号第1第7号を参照してください。

便房内の操作部の配置等

参考：公共トイレにおける便房内操作部の形状，色，配置及び器具の配置（JIS T0921）

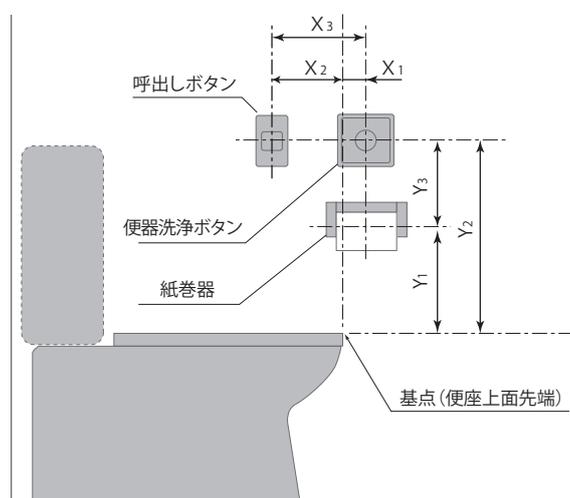
1. 操作部の形状

- ・便器洗浄ボタンの形状は丸形（○）とする。（主な操作部として押しボタン式スイッチの便器洗浄ボタンを必ず設置し、センサー式は補助的な設置にとどめる（センサー式だけの設置は避ける）ことが望ましい。）
- ・呼出しボタンの形状は便器洗浄ボタンと区別しやすい形状〔例えば、四角形（□）又は三角（△）〕とする。操作部は、指だけでなく手のひら又は甲でも押しやすい大きさとする。
- ・ボタン高さは、目の不自由な人が触覚で認知しやすいよう、ボタン部を周辺部より突起させることが望ましい。

2. 操作部の色及びコントラスト

- ・ボタンの色：操作部の色は、相互に識別しやすい色の組み合わせとする。JIS S0033に規定する“非常に識別しやすい色の組み合わせ”から選定することが望ましい。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系にすることが望ましい。
- ・ボタン色と周辺色のコントラスト：操作部は、ボタン色と周辺色とのコントラストを確保する。また、弱視の人及び加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、明度差及び輝度比にも留意する。

操作部及び紙巻器の配置及び寸法



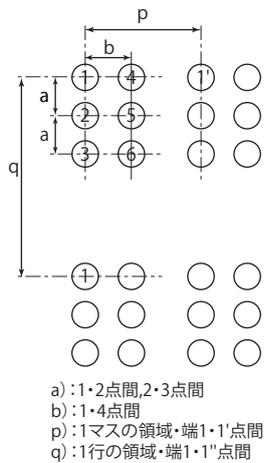
器具の種類	便座上面先端(基点)からの水平距離	便座上面先端(基点)からの垂直距離	二つの器具の距離
紙巻器	X1: 便器前方へ 約0~100	Y1: 便器上方へ 約150~400	—
便器洗浄ボタン	X2: 便器後方へ 約100~200	Y2: 便器上方へ 約400~550	Y3: 約100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X3: 約200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)		

手すりの点字表示

参考：手すりの点字表示方法（JIS T0921）について

- 点字は、手すりの長手方向と平行に表示することが望ましい。
- 点字の行数は、3行以内とする。
- 断面が円形状の手すりでは、点字の行数が1行の場合は、点字部分を手すりの真上より少し側壁に表示し、3行の場合は、3行目が手すりの真上になるように表示することが望ましい。上部が平面状の手すりの場合は、点字部分が平坦部からはみ出さないように表示する。

点字の間隔



▼点字の間隔（単位mm）

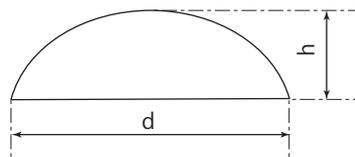
	中心間距離
a	2.2~2.5
b	2.0~2.5
p	5.1~6.3
q	11.0*~15.0

* aが2.2mmから2.3mmの場合に限り、
qは10.1mmを下限值とすることができる。

▼bとqの関係（単位mm）

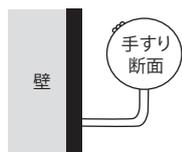
b	qの範囲
2.0	5.1~6.0
2.1	5.2~6.1
2.2	5.4~6.2
2.3	5.6~6.3
2.4	5.8~6.3
2.5	6.0~6.3

点字の断面形状



	中心間距離
d(底面の直径)	1.3~1.7
h(点の中心の高さ)	0.3~0.5

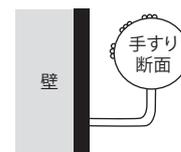
点字の間隔



点字1行の場合



点字2行の場合



点字3行の場合

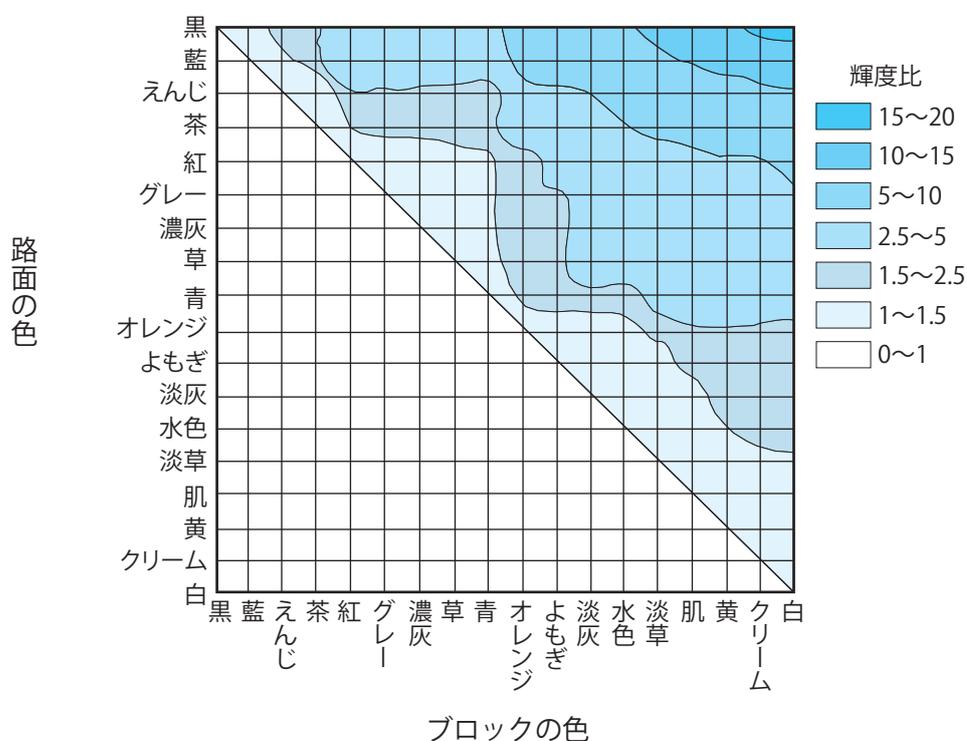
色の対比・輝度

参考：視覚障がい者誘導用ブロック等について

さまざまな色の舗装材料が使われている中で、弱視者が視覚障がい者誘導用ブロック等を識別することは、困難な場合が多い。従って、ブロック等と周囲の路面との色の相対的な関係に視点を置く必要がある。

その指標として輝度比（ブロック等の輝度／路面の輝度）を利用した組み合わせが示されている。この例では、通常、黄色のブロックが好ましいが、黄色の舗装や風致地区などで、やむを得ず黄色以外のブロック等を必要とする場合、弱視者が識別でき、かつ晴眼者に違和感の少ない値として、ほぼ1.5～2.5という範囲が挙げられている。

輝度比の参考



カラーバリアフリー

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）」（H24）
「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き（福岡市）」（H21.10）

1. 色覚に障がいのある人

視覚に障がいのある人の見え方はさまざまで、全く見えない人、光の明暗だけが分かる人をはじめとして、少し見えるが日常生活に支障が生じているロービジョンの人、色の見え方が一般的な見え方と異なる色覚に障がいのある人などがいます。

色覚に障がいのある人は、遺伝子のタイプの違いや目の疾患等により色の見え方が一般的な見え方とは異なります。赤～緑の波長域が見分けづらい人の割合は、男性の20人に1人、女性の500人に1人いるといわれます。

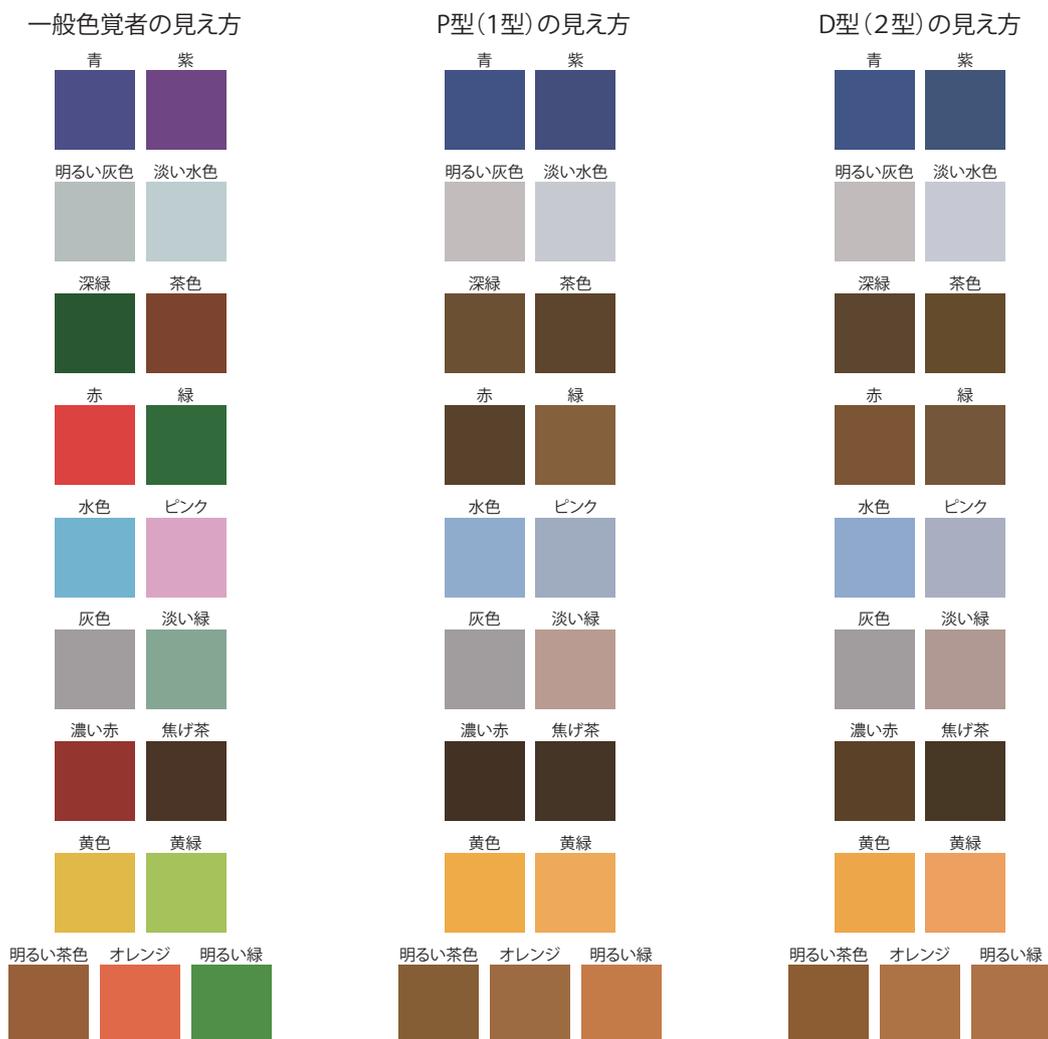
先天的に色覚に障がいのある人の多数は、赤色を感じる視物質の遺伝子に異常を生じた「P型（1型）色覚」（色覚に障がいのある人の全体の約25%）、緑色を感じる視物質の遺伝子に異常を生じた「D型（2型）色覚」（色覚異常者全体の75%）です。

2. 色覚に障がいのある人の見え方

「P型（1型）色覚」、「D型（2型）色覚」の人は、水色とピンクは区別が付きにくい、緑系と赤系の区別が付きにくい等の特徴があります。案内表示などの色遣いについては、対比させる色の選び方への配慮が求められます。

また、後天的色覚障がい者は、コントラストに対する識別がしにくい等の特徴があり、高いコントラストの設定が求められます。

色覚に障がいのある人の見え方の例



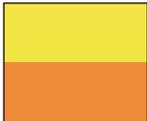
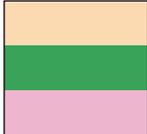
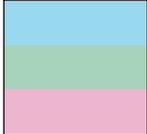
※色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なります。

3. 色の組み合わせ

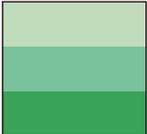
色を組み合わせ使うときは、より多くの人に分かるようにしましょう。

- ①明度に差を付けましょう。白黒で濃度を上げて複写してもはっきりわかるようなら、それは多くの人に分かる組み合わせです。
- ②暖色（赤・オレンジ・黄系統）と寒色（青系統）を対比させましょう。
- ③彩度の低い色同士の組み合わせはできるだけ避けましょう。

色の組み合わせの例

× [悪い例]	➔	○ [良い例]
<p>黄 オレンジ</p>  <p>明度は対比しているが、暖色系同士</p>	➔	<p>青 黄</p>  <p>明度も対比、暖色寒色も対比</p>
<p>青 赤</p>  <p>暖色寒色は対比しているが、明度が近い</p>	➔	<p>薄オレンジ 緑 ピンク</p>  <p>はっきりした色とパステル調を対比</p>
<p>みずいろ 薄緑 ピンク</p>  <p>彩度の低いパステル調だけ</p>	➔	

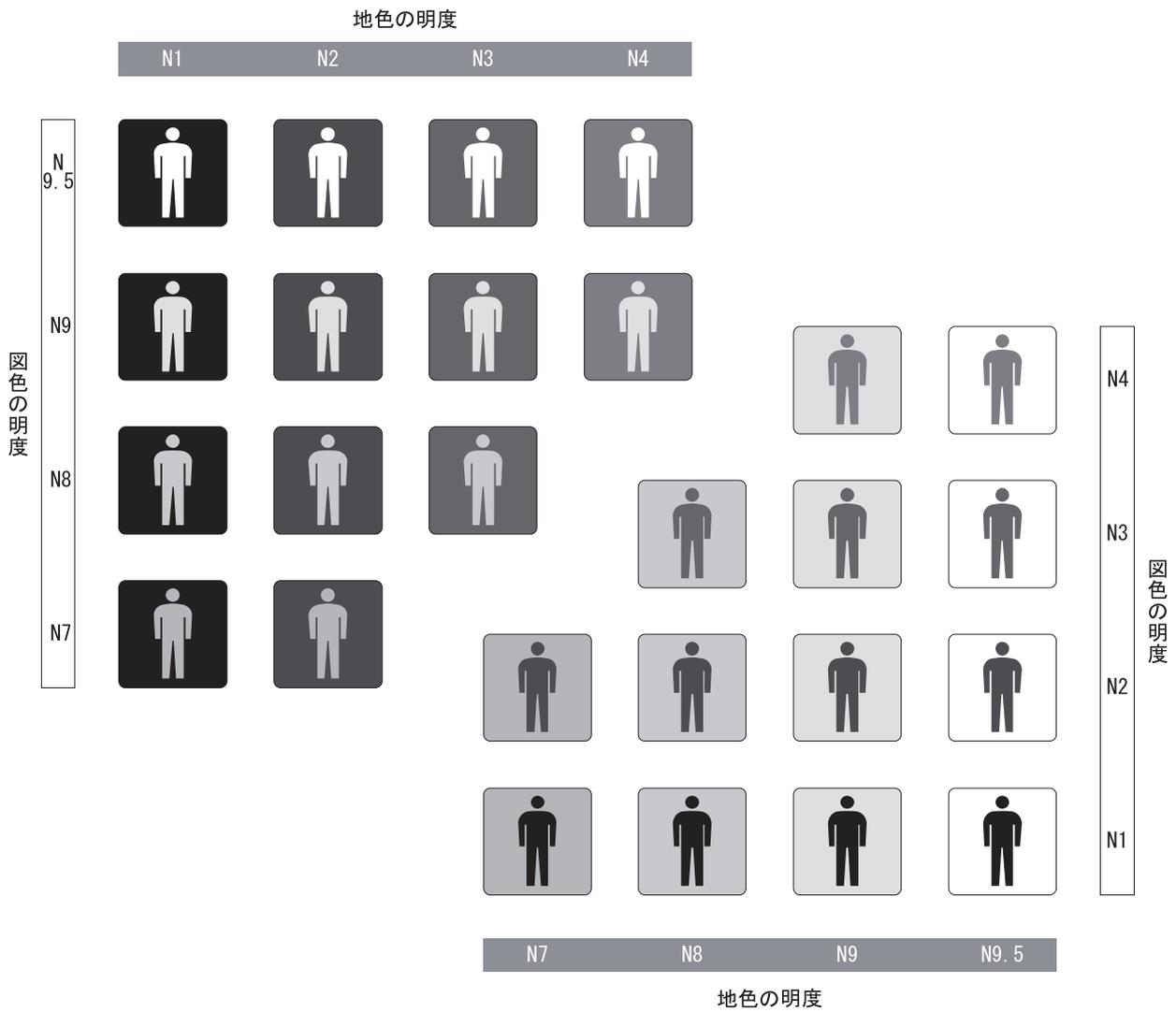
同じ色相で明度や彩度を変化させて濃淡を付ける方法もあります。

× [悪い例]	➔	○ [良い例]
<p>黄 黄緑 オレンジ</p> 	➔	<p>緑の濃淡</p> 

× [悪い例]	➔	○ [良い例]	
<p>福岡 福岡</p>  <p>緑と赤</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>黒と赤</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>白と黒</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>黄と黒</p>
<p>福岡 福岡</p>  <p>青と赤</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>紫と赤</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>黄と青</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>白と青</p>
<p>福岡 福岡</p>  <p>青と黒</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>紫と緑</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>白と緑</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>白と赤</p>
<p>福岡 福岡</p>  <p>白と黄</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>茶と緑</p>	<p>背景色と文字色とのコントラストを付けましょう。明度・彩度によって見え方が変わるので気を付けましょう。</p> <p>※コントラストとは色相対比、明度対比、彩度対比のことです。</p>	
<p>福岡 福岡</p>  <p>白とピンク</p>	<p>福岡 福岡</p>  <p>黒と緑</p>		

参考：図色と地色の明度対比例

サインの図色と地色に、下図に示す程度の明度対比を確保すると、容易に識別しやすい。



都市サイン 表示のルール

出典:「福岡市都市サイン基本計画(仮称)」(平成27年度策定予定)

「都市サイン」は、利用者が目的地まで円滑に行けるように現在地や施設の位置関係をわかりやすく伝えたり、利用者が公共施設などを円滑に利用できるようにそれぞれの使用方法や内容を伝えるサインであり、基本的には、公共交通機関の施設や公共施設などにおいても、道路などの公共空間と一体的かつ連続的に誘導・案内することが望まれます。内容・詳細については「福岡市都市サイン基本計画(仮称)」(平成27年度策定予定)を参照してください。

1. 書体

本市の都市サインでは、より情報が分かりやすく、視認性の高いサインを作るため、原則として使用すべき和文の書体、および英文・数字の書体は次のものを使用する。

- 和文は、文字の骨格が大きく、線がシンプルで読みやすい「新ゴM」とする。
- 英文・数字は、空港のサイン用に開発された読みやすさに配慮した書体「フルティガー」とする。

1.基本書体

和文:新ゴM

福岡市役所

いろはにほへと イロハニホヘト

英文・数字:フルティガー・ローマン(Frutiger Roman)

Fukuoka City Hall

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 1234567890

4.中国語・韓国語書体

中国語: Microsoft YaHei

福岡市政府

韓国語: YD Gothic 130

후쿠오카시청

2. 文字の大きさ

サインを視認する流れとしては、最初にサイン本体や情報コーナーを示す「i」を見てサインの存在に気づき、それから近づいて表示してある文字を読むというものである。遠距離からの視認に対しては、本体デザインやピクトグラムが表示が重要であり、必ずしも表示内容が大きく見える必要はないと考えられる。

このように、視認性の高いサインをつくるためには、そのサインを視認する距離（視認距離）を想定し、適した文字数・文字サイズを設定することが重要である。

歩行者用の都市サインは、歩きながら見るサインと立ち止まってじっくりと見るサインの2種類ある。サインの種類に応じて、文字の大きさを設定する。

下表は、ユニバーサルデザインの視点から、従前より多くの人が見ることができるよう配慮するとともに、サインの盤面の大きさにも考慮した文字高とする。

見る人の移動スピード(km/h)	視認される距離(m)	文字高(cm)	記載する内容
5km/h(歩行する人)	20m	6.8cm	方向案内・タイトルなど
5km/h(歩行する人)	15m	5.0cm	方向案内・タイトルなど・見出しなど
5km/h(歩行する人)	10m	3.2cm	方向案内・タイトルなど・見出しなど・表など
0km/h(立ち止まる人)	4~5m	1.4cm	見出しなど
0km/h(立ち止まる人)	2~4m	1.2cm	見出し(小)や本文一般など
0km/h(立ち止まる人)	1~2m	1.0cm	本文一般・解説など
0km/h(立ち止まる人)	0.5m	0.8cm	詳しい解説・地図など

3. 文字のレイアウト基準

歩行者用都市サインに表示する文字の大きさ及び文字と文字の間隔は、原則として次のような基準とする。

日本文字を1とした場合、間隔0.2、他言語0.4、ピクトグラム(矢印)1.6の割合とする。ただし、読みにくい場合や使用する場所に応じて適宜調整できるものとする。例えば、他言語表記を行う場合などは、表記する状況に応じてレイアウトを工夫し、読みやすくする必要がある。



※他言語表記を横に並べた場合



※他言語表記を2段に並べた場合



4. ピクトグラム

本市の都市サインでは英語を第一外国語とし、その他数ヶ国語の使用による文字表示をしていくが、その他の言葉を使用する外国人及び子ども、老人等文字表示以外の伝達手法を必要とする人々に対して、言葉を越えて人間の持つ共通の視覚的認識力でコミュニケーションを図るピクトグラム(絵文字)を利用して情報の提供を行っていく。ピクトグラムの例についてはP311を参照してください。

●使用するピクトの考え方

ピクトグラムは、以下の考え方をもとに、原則として「国際的な規格や規定があるもの」「JISで定められたもの」を使用する。ただし、上記の規格にないものについては、JIS規格のものと調和のとれたデザインのピクトグラムを開発する。

(1) 国際的な規格や規定があるもの

非常口【国際標準化機構(ISO)】や身体障害者用施設【国際リハビリテーション協会(RI)】など。

(2) JIS【日本工業規格】で定められたもの

JISZ8210で制定された案内用図記号。

(3) 上記(1)、(2)の規格にないもの(その他のピクトグラム)

上記の規格にないその他のピクトについては、「国内及び福岡市で広く使用されているもの、公益性の高い団体が定めたもの」という考えのもと、広く一般的に使用され、認知度の高いものを使用する。例えば、福岡市の市章や区のマークである。

ピクトグラムの例

一般案内用図記号検討委員会で策定された標準案内用図記号は、文字やことばにかわって、一目でわかるメッセージである。

日本で標準的に使われる125種類の図記号が決まっている。

標準案内用図記号は、交通エコロジー・モビリティ財団 (<http://www.ecomo.or.jp>) において閲覧できる。

また、2002年には、日本標準調査会標準部会基本技術専門委員会において、標準案内用図記号125項目の内、110項目がJIS Z 8210として制定された。

その後、改正を重ね、平成2014年7月には、高齢者や障がい者が優先的に利用できる設備や座席の図記号に加え、2020年に開催される東京オリンピックを見据えて、「靴を脱いでください」の図記号が追加された。

[奨励度A]

奨励度A: 安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるもの。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請する。

1. 公共・一般施設

で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの



2. 安全

で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの



3.禁止

□で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

 一般禁止 General prohibition	 禁煙 No smoking	 (備考) 火災予防条例で左記の 図記号の使用が規定 されている場所には、 左記の図記号を使用 する必要がある。	
 火気厳禁 No open flame	 進入禁止 No entry	 駐車禁止 No parking	 自転車乗り入れ禁止 No bicycles
 立入禁止 No admittance	 走るな / かけ込み禁止 Do not rush	 さわるな Do not touch	 捨てるな Do not throw rubbish
 飲めない Not drinking water	 携帯電話使用禁止 Do not use mobile phones	 電子機器使用禁止 Do not use electronic devices	 撮影禁止 Do not take photographs
 フラッシュ撮影禁止 Do not take flash photographs		[注1] (文字による 補助表示が必要)	

4.注意

□で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

 一般注意 General caution	 [注1] (文字による 補助表示が必要) 障害物注意 Caution, obstacles	 上り段差注意 Caution, uneven access / up	 下り段差注意 Caution, uneven access / down
 滑面注意 Caution, slippery surface	 [注1] (文字による 補助表示が必要) 転落注意 Caution, drop	 天井に注意 Caution, overhead	 [注1] (文字による 補助表示 が必要) 感電注意 Caution, electricity

5.指示

□で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

 一般指示 General mandatory	 静かに Quiet please	 [注1] (文字による 補助表示が必要) 左側にお立ちください Please stand on the left	 [注1] (文字による 補助表示が必要) 応用例 (右側にお立ちください) variant / Please stand on the right
--	--	---	---

[奨励度B]

奨励度B:多数の利用者が通常の行動や操作をする上で,図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるもの。これらについては,図形を変更しないで用いることを推奨する。

1.公共・一般施設

□ で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

				
チェックイン/受付 Check-in / Reception	忘れ物取扱所 Lost and found	ホテル / 宿泊施設 Hotel / Accommodation	きっぷうりば / 精算所 Tickets / Fare adjustment	手荷物一時預かり所 Baggage storage
			 [注2] (通貨記号 差し替え 可能)	 [注2] (通貨記号 差し替え 可能)
コインロッカー Coin lockers	休憩所 / 待合室 Lounge / Waiting room	ミーティングポイント Meeting point	銀行・両替 Bank, money exchange	キャッシュサービス Cash service
				
郵便 Post	電話 Telephone	ファックス Fax	カート Cart	エレベーター Elevator
				
エスカレーター Escalator	階段 Stairs	乳幼児用設備 Nursery	クローク Cloakroom	更衣室 Dressing room
				
更衣室 (女子) Dressing room (women)	シャワー Shower	浴室 Bath	水飲み場 Water fountain	くず入れ Trash box
				
リサイクル品回収施設 Collection facility for the recycling products				

2.交通施設

□ で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

 航空機 / 空港 Aircraft / Airport	 鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station	 船舶 / フェリー / 港 Ship / Ferry / Port	 ヘリコプター / ヘリポート Helicopter / Heliport	 バス / バスのりば Bus / Bus stop
 タクシー / タクシーのりば Taxi / Taxi stop	 レンタカー Rent a car	 自転車 Bicycle	 ロープウェイ Cable car	 ケーブル鉄道 Cable railway
 駐車場 Parking	 出発 Departures	 到着 Arrivals	 乗り継ぎ Connecting flights	 手荷物受取所 Baggage claim
 税関 / 荷物検査 Customs / Baggage check	 出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査 Immigration / Quarantine / Inspection			

3.商業施設

□ で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

 レストラン Restaurant	 喫茶・軽食 Coffee shop	 バー Bar	 ガソリンスタンド Gasoline station	 会計 Cashier
--	---	--	--	--

[注2]
(通貨記号
差し替え
可能)

4.観光・文化・スポーツ施設

□ で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

 展望地 / 景勝地 View point	 陸上競技場 Athletic stadium	 サッカー競技場 Football stadium	 野球場 Baseball stadium	 テニスコート Tennis court
 海水浴場 / プール Swimming place	 スキー場 Ski ground	 キャンプ場 Camp site	 温泉 Hot spring	

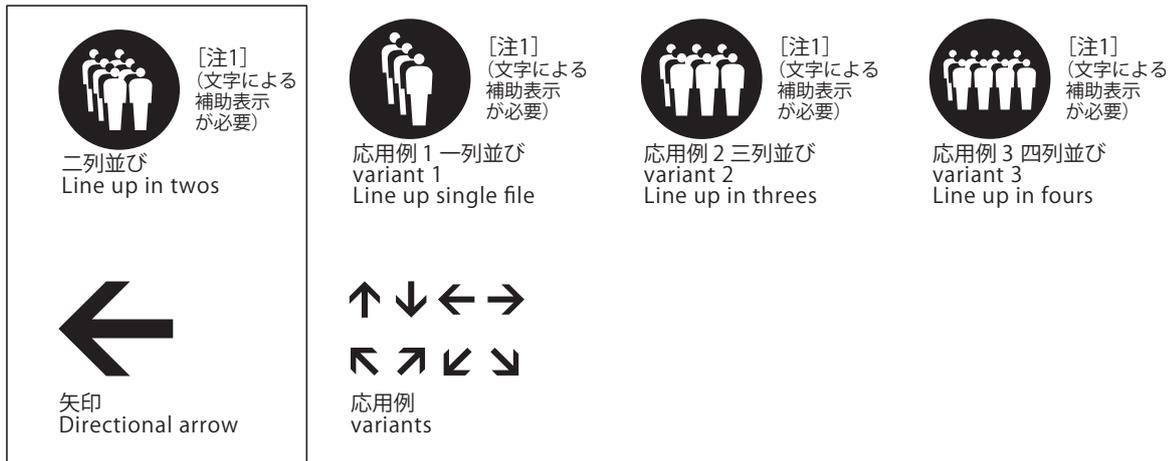
5. 禁止

□ で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの



6. 指示

□ で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの



[奨励度C]

奨励度C: 多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なもの。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができる。

1. 商業施設



店舗 / 売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers,
magazines



薬局
Pharmacy



理容 / 美容
Barber
/ Beauty salon



手荷物託配
Baggage
delivery service

2. 観光・文化・スポーツ施設



公園
Park



博物館 / 美術館
Museum



歴史的建造物
Historical
monument



応用例 1
variant 1



応用例 2
variant 2

3. 禁止



飲食禁止
Do not eat
or drink here



ペット
持ち込み禁止
No uncaged
animals

[その他追加された図記号]

平成26年7月にJIS Z8201が改正され下記の12項目が追加されました。

1.高齢者や障がいのある人のための優先設備図記号

で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

				
高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people	障害のある人・ けが人優先設備 Priority facilities for injured people	内部障害のある人 優先設備 Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer,etc.	乳幼児連れ優先 設備 Priority facilities for people accompanied with small children	妊産婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers

2.高齢者や障がいのある人のための優先席図記号

で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

				
高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people	障害のある人・ けが人優先設備 Priority facilities for injured people	内部障害のある人 優先設備 Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer,etc.	乳幼児連れ優先 設備 Priority facilities for people accompanied with small children	妊産婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers

3.外国人等観光客のための図記号

で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

	
コミュニケーション Communication in the specified language	靴を脱いでください Take off your shoes

[注]
(言語は
差し替え
可能)

[参考]

1.観光・文化・スポーツ施設



自然保護
Nature reserve



スポーツ活動
Sporting activities



スカッシュコート
Squash court



Tバーリフト
T bar lift



腰掛け式リフト
Chairlift

2.指示



安全バーを閉める
Close safety bar



安全バーを開ける
Open safety bar



徒歩客は降りる
Get off



スキーの先を上げる
Raise ski tips



スキーヤーは降りる
Skiers have to
get off

3.オストメイトに配慮した設備が設けられている便所に表示するマーク

オストメイトに配慮した設備を設けている便所には、下に示すマークを男性用、女性用の図記号と共に表示することが望ましい。



オストメイトに
配慮した設備を
設けたトイレ



男女共用
多機能便房を設けた
便所の出入口の表示例
(男女共用の場合)

オストメイトの記号は、一般用図記号検討委員会が策定した「標準案内用図記号」には含まれていない。

外国人への情報提供の手引き（一部抜粋）

出典：外国人への情報提供の手引き（2009年3月 福岡市）

以下には、施設整備に関連する内容を抜粋して掲載しています。詳細については、平成27年に改訂予定の「外国人への情報の手引き」を参考にしてください。

◇外国人の増加に合わせた分かりやすい情報提供の実現

福岡市は、外国人に分かりやすい情報提供を進めるための『外国人への情報提供の手引き』を作成しました。この手引きは、福岡市で用いるだけでなく、民間事業者でも活用していただき、全市的に統一性のある分かりやすい情報提供を目指すものです。この手引きをもとに、福岡市と民間事業者が一緒になって取り組み、外国人が住みやすく活動しやすいまちにしていきたいと思います。

◇外国人の特性

この手引きでは、日本語が不自由で、文化や生活習慣の違いから福岡市内での活動がスムーズに行いづらい外国人を主に対象としています。また、その活動の性質は、「在住外国人」と「来訪外国人」とで異なるため、手引きを作成するにあたっては、この「在住外国人」と「来訪外国人」の違いを考慮しています。

○ **在住外国人**…程度の差はありますが、多くの人が日本語（特にひらがな）を理解します。

そのため、印刷物にルビふりなどの配慮を行うことにより、外国語へ翻訳しなくても様々な情報を伝えることが可能です。ただし、漢字やカタカナを理解できる外国人は一部に限られ、それらについては配慮が必要です。

○ **来訪外国人**…一部を除き、ほとんどが日本語を理解しません。ちなみに福岡市は、韓国、中国（台湾）、アメリカなどの国・地域からの来訪者が多くなっています。

1.表現上の配慮

外国人への情報提供は、原則として外国語で行うのが望ましいといえます(多言語化)。
一方、日本語は、外国語へ翻訳する際の基礎となるほか、多言語化が困難な場合には日本語で情報提供することになるため、わかりやすい日本語表現をする配慮が必要です。

以下に、

(1) 多言語化での配慮 (2) 日本語での配慮

の2つに分けて、配慮の方法や留意点を記載します。

(1) 多言語化での配慮

①言語の選択

(ア)主な言語

情報の重要度や緊急性、情報提供の場面などにもよりますが、**基本的には全ての情報を、なるべく多くの言語で提供することを目指します。**

多言語化する主な言語は、福岡市の在住外国人・来訪外国人の国籍が多様であるとともに、中国・韓国からの方が多という特性をふまえ、**英語・中国語・韓国語**とします。

(イ)英語

このうち英語は、外国人および日本人にとって一番理解しやすい外国語であり、互いの案内に最も利用しやすい言語であるため、**多言語化する場合、英語は必ず使用します。**

また、英語は、英語圏の出身者だけでなく、英語を母語としない外国人に情報を提供する役割も担っているため、できるだけ分かりやすい表現を心がける必要があります。

(ウ)その他の言語

その他の言語は、情報提供の対象者を考慮して選び、順次多言語化を進めます。

②その他

(ア)元号を用いるときは、西暦も併用します。例：平成17年(2005年)

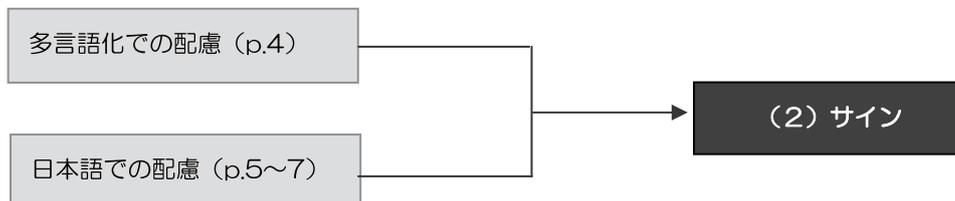
(イ)外国人にとって分かりにくい制度や慣習などについては、説明をつけましょう。

2. 媒体ごとの配慮

(1) サイン

サインを作成するにあたり、情報はできる限り多言語化しましょう。多言語化が難しい場合は、少なくともルビふりなどの日本語での配慮をしましょう。

その他、公共サインの特性、配慮すべき事項は次のとおりです。



①サインによる情報提供での配慮

サインは、「現場に設置するため、その時々で必要な情報をその場で入手できる」という特性があります。

サインを多言語化する場合、「サインの設置スペースの制限により、文字が小さくなる」、「表示面が繁雑になる」、「電光掲示板などは、多言語化した分、情報が一巡するのに時間がかかる」（一定時間ごとに言語が切り替わるため）、などの不都合が生じることも考えられます。そのため、情報の特性や重要度、対象者の言語に応じて対応する必要があります。

基本的な配慮

(ア) 少なくとも、日本語と英語の併記を行います。

(イ) 固有名詞（例：施設名や駅名）については、定まった中国語訳や韓国語訳が少ないことや、日本語読みを伝えることにしか意味のない場合が多いため、日本語と英語（ローマ字）、さらに、ひらがなによるルビふりあるいは併記を行うことで、多くの人に日本語読みを伝えることとします。

例)



(ウ) 空港や主要駅、交通結節点など、人がよく集まる場所のサイン（案内板など）は、できるだけ4カ国語併記（日本語・英語・中国語・韓国語）を行います。

(エ) 人がよく利用する施設（エレベーター、トイレなど）には、外国人にも理解されるデザインのピクトグラム（絵文字）の掲示を行います。

参考文献

本書の作成にあたり、次の図書等を参考にさせていただきました。

参考文献

- ・高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した建築設計標準 編集：国土交通省／平成24年度／発行：人にやさしい建築・住宅推進協議会
- ・バリアフリー法逐条解説2006(建築物)「第3版」／平成25年10月／発行：日本建築行政会議
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(旅客施設編・車両編)／平成25年10月／監修：国土交通省総合政策局安心生活政策課／発行：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)／平成24年3月／監修：都市・地域整備局公園緑地課
- ・旅客船バリアフリーガイドライン／平成19年10月／監修：国土交通省海事局安全基準課／発行：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
- ・道路の移動等円滑化整備ガイドライン(増補改訂版)／平成23年11月／編集・発行：財団法人国土技術研究センター
- ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル／平成21年3月／発行：東京都
- ・福岡県福祉のまちづくり条例 手引書／平成25年3月／発行：福岡県
- ・機械式駐車場技術基準・同解説2013年度版／平成25年5月／発行：公益社団法人立体駐車場工業会

メーカー等

- ・TOTOバリアフリーブック(パブリックトイレ編2011-2013)／発行：東陶機器株式会社

福岡市バリアフリー整備研究会

福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂にあたり、学識経験者、専門家、利用者からなる「福岡市バリアフリー整備研究会」を設置し、4回の研究会及び1回の意見交換会を開催して専門的・技術的な面から研究、協議を行いマニュアルに反映した。

開催時期と検討内容

開催時期	内容
平成25年11月11日	第1回バリアフリー整備研究会 議題 ・『施設整備マニュアル』改訂について ・バリアフリー整備に関するアンケート調査について
平成25年12月12日	意見交換会 テーマ ・施設間の誘導や外出をサポートする都市づくりについて ・案内・サインの表示について ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設のあり方について
平成26年1月20日	第2回バリアフリー整備研究会 議題 ・施設整備マニュアル改訂等への主な意見について ・施設整備マニュアル改訂素案(抜粋)について ・アンケート調査の報告について
平成26年3月24日	第3回バリアフリー整備研究会 議題 ・第2回バリアフリー整備研究会における主な意見及び対応と考え方について ・施設整備マニュアル改訂(案)について〔概要・設計編、コラム〕 ・1施設管理者向けバリアフリー改修の手引き(構成素案)について
平成26年8月21日	第4回バリアフリー整備研究会 議題 ・施設整備マニュアル改訂(案)について など

委員名簿

分野	氏名	所属
建築	竹下 輝和	九州大学 名誉教授
建築	村上 良知	熊本県立大学 名誉教授
土木	外井 哲志	九州大学大学院 工学研究院 准教授
視覚記号	佐藤 優	九州大学 副学長 九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
社会福祉	鬼崎 信好	久留米大学 文学部 教授
情報デザイン	定村 俊満	NPO法人 FUKUOKA デザインリーグ 副理事長
視能訓練	山田 敏夫	公益社団法人 日本視能訓練士協会 理事 健診業務委員会 委員長
理学・作業療法	松野 浩二	心身障がい福祉センター
障がい者団体関係者	岡田 正義	NPO法人 福岡市障害者関係団体協議会
高齢者団体関係者	木内 潤子	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 副会長

あとがき

今回の改訂では、各施設の移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省監修など)の改訂内容及び施設利用者へのアンケート調査結果などを踏まえ、円滑な移動経路の確保、福祉型便房からの機能分散、ロービジョン者への配慮、施設・設備の利用しやすさ向上などを中心に、具体的な記述や適切な事例の追加等により記載内容の充実を図りました。

また、誰もが住みやすく、安心して訪れることができるまちの実現を目指し、今後、取り組んでいく必要があると思われる課題等について、福岡市バリアフリー整備研究会では次のような意見がありました。

■○○○

文章が入ります…。

■○○○

文章が入ります…。

■○○○

文章が入ります…。

これらの内容については、官民が連携して福祉のまちづくりを推進していくことができるよう、今後も研究・研鑽に努めます。

平成26年11月
福岡市

福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル改訂版 2014

平成 11 年 3 月 初版
平成 16 年 4 月 第 2 版
平成 20 年 12 月 第 3 版
平成 26 年 11 月 第 4 版

編集・発行：福岡市保健福祉局総務部政策推進課
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
TEL 092-733-5344
FAX 092-733-5587
E-mail keikaku.PHWB@city.fukuoka.lg.jp